

令和8年9月10日

五戸町議会第21回定例会提出議案

五 戸 町

第21回定例会に付議する事件

報告第 4 号	令和7年度決算に基づく財政の健全化判断比率について
報告第 5 号	令和7年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について
議案第81号	五戸町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案
議案第82号	五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第83号	五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第84号	五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
議案第85号	令和8年度五戸町一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・別冊
議案第86号	令和8年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・別冊
議案第87号	令和8年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号） ・・・・・・・・別冊
議案第88号	令和8年度五戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・別冊
議案第89号	令和8年度五戸町下水道事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・別冊
議案第90号	令和8年度五戸町病院事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・別冊
議案第91号	令和7年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について
議案第92号	令和7年度五戸町簡易水道事業会計決算認定について
議案第93号	令和7年度五戸町下水道事業会計決算認定について
議案第94号	令和7年度五戸町病院事業会計決算認定について

報告第4号

令和7年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

令和7年度決算に基づく財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、五戸町監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 7 年度決算に基づく財政の健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.4	—

早期健全化基準	14.28	19.28	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

令和 7 年 度

財政の健全化判断比率審査意見書

五戸町監査委員

I 審査の対象

1 実質赤字比率

- ① 五戸町一般会計
- ② 五戸町ケーブルテレビ事業

2 連結実質赤字比率

- ① 五戸町一般会計
- ② 五戸町ケーブルテレビ事業
- ③ 五戸町国民健康保険事業（事業勘定）
- ④ 五戸町介護保険事業（保険事業勘定）
- ⑤ 五戸町後期高齢者医療事業
- ⑥ 五戸町簡易水道事業会計
- ⑦ 五戸町下水道事業会計
- ⑧ 五戸町病院事業会計
- ⑨ 五戸町住宅用地造成事業等特別会計

3 実質公債費比率

- ① 令和5年度実質公債費比率
- ② 令和6年度実質公債費比率
- ③ 令和7年度実質公債費比率

4 将来負担比率

- ① 地方債の現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等繰入見込額
- ④ 組合負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額

II 審査の期間

令和8年8月19日（水）

III 審査の手続

五戸町長から審査に付された令和7年度決算における財政の健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼をおき、関係職員の説明を求めながら審査を実施した。

Ⅳ 審査の結果

審査に付された令和7年度決算における財政の健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を関係職員から説明を求めながら審査した結果、計数に誤りはなく、適正に作成されているものと認められた。

1 総括

(1) 実質赤字比率

対象会計	実質収支額 (千円)	実質赤字比率 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
普通会計	364,818	—	14.28	20.00

※ 赤字額がない場合は、財政の健全化判断比率が算定されないため「—」を記載している。

当町は、普通会計における実質収支額が黒字のため、財政の健全化判断比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

対象会計	実質収支額 (千円)	連結実質赤字比率 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
五戸町一般会計	363,499	—	19.28	30.00
五戸町ケーブルテレビ事業	1,319			
五戸町国民健康保険事業 (事業勘定)	19,013			
五戸町介護保険事業 (保健事業勘定)	148,649			
五戸町後期高齢者医療事業	8,457			
五戸町簡易水道事業会計	35,895			
五戸町下水道事業会計	48,313			
五戸町病院事業会計	214,261			
五戸町住宅用地造成事業 等特別会計	0			
合 計	839,406			

※ 赤字額がない場合は、連結実質赤字比率が算定されないため「—」を記載している。

連結決算における実質収支額は、黒字になっているため、財政の健全化判断比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

	実質公債費比率 (単年度) (%)	実質公債費比率 (3ヵ年平均) (%)	早期健全化基準 (3ヵ年平均) (%)	財政再生基準 (%)
令和5年度	9.702	8.4	25.0	35.0
令和6年度	9.215			
令和7年度	6.424			

実質公債費比率は、前年度に比較して単年度では2.791ポイント減少し、実質公債費比率3ヵ年平均では1.0ポイント減少した。

(4) 将来負担比率

	将来負担額 (千円)	将来負担比率 (%)	早期健全化基準 (%)
地方債の現在高	8,642,911	—	350.0
債務負担行為に基づく 支出予定額	0		
公営企業債等繰入見込額	2,025,774		
組合負担等見込額	339,705		
退職手当負担見込額	908,543		
小 計	11,916,933		
控 除 額	12,595,704		
合 計	△678,771		

将来負担比率は、前年度と同様、なしとなっている。

V 審査意見

令和7年度決算における財政の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、共に収支額が黒字となっているため、財政の健全化判断比率は算定されない。

実質公債費比率は基準を下回っており、将来負担比率は前年度と同様、なしとなった。

しかし、町においては新規事業の実施や指定管理制度の運営が始まっており、財政的な影響が懸念される。今後も財政の動きをよく注視しながら、将来負担増の要因となる地方債についての計画的な運用や歳入確保に向けた取組など、健全財政を図るための取組を進めていただきたい。

報告第5号

令和7年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について

令和7年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、五戸町監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和7年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
五戸町簡易水道事業会計	—	20.0	政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町下水道事業会計	—		政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町病院事業会計	—		政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町住宅用地造成事業等特別会計	—		政令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

令和 7 年 度

公営企業の経営の資金不足比率審査意見書

五戸町監査委員

I 審査の対象会計

- ① 五戸町簡易水道事業会計
- ② 五戸町下水道事業会計
- ③ 五戸町病院事業会計
- ④ 五戸町住宅用地造成事業等特別会計

II 審査の期間

令和8年8月19日（水）

III 審査の手続

五戸町長から審査に付された令和7年度公営企業決算における経営の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をおき、関係職員の説明を求めながら審査を実施した。

IV 審査の結果

審査に付された令和7年度公営企業決算における経営の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を関係職員から説明を求めながら審査した結果、計数に誤りはなく、適正に処理されているものと認められた。

1 総括

(1) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足額・ 剰余額（千円）	資金不足比率 （％）	経営健全化基準 （％）
五戸町簡易水道事業会計	35,895	—	20.0
五戸町下水道事業会計	48,313	—	
五戸町病院事業会計	214,261	—	
五戸町住宅用地造成事業 等特別会計	0	—	

※ 資金不足額がない場合は、資金不足比率が算定されないため「—」を記載している。

V 審査の意見

五戸町簡易水道事業会計、五戸町下水道事業会計、五戸町病院事業会計は剰余金が出ており、資金不足比率は算定されていないが、令和7年度末において財政調整基金の減少が顕著となっている。

今後の病院事業の動向について情報収集、関係部局の連携を図りながら病院事業会計の健全運営に努めていただき、各事業会計においても更なる健全経営について取組を進め、堅実な財政運営の推進を図っていただきたい。

議案第 81 号

五戸町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

五戸町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

五戸町認可地縁団体印鑑条例（平成２５年五戸町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１３条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 8 2 号

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 0 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の一部の施行に伴い、
満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、所要の改正を行うため提案するもの
である。

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年五戸町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「他公正な方法」の次に「(第4項において「選考方法」という。)」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第4項中「前2項に規定する場合においては、」を「前2項の」に、「これらの項に規定する選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考の方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号

又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に、「第3条」を「第4条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- （1） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- （2） 事業所内保育事業 法第43号第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就

学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の、特定地域型保育事業者は、前項に規定する選考の方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20号第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前の子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「20人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考の方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び同条第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに

係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号（1）又は（2）に掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」」を「第43号第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 83 号

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の一部の施行に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年五戸町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。））」に改め、同条第７項中「２０人以上のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」を「小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に、「小規模保育事業Ｃ型」を「小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に改める。

第２９条第２項第３号中「２号」の次に「又は３号」を加える。

第３５条中「法第６条の３第１０項」を「法第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４８条中「と、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び）」に改める。

附則第６条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業が（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

議案第 84 号

五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令に基づき、法令明記の文言に改めるため提案するものである。

五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

五戸町重度心身障害者医療費助成条例（平成5年五戸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 9 1 号

令和 7 年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度五戸町一般会計・特別会計に係る歳入歳出決算を次のように認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

1. 令和 7 年度五戸町一般会計歳入歳出決算
2. 令和 7 年度五戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
3. 令和 7 年度五戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和 7 年度五戸町介護保険特別会計歳入歳出決算
5. 令和 7 年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計歳入歳出決算
6. 令和 7 年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算

議案第 92 号

令和 7 年度五戸町簡易水道事業会計決算認定について

令和 7 年度五戸町簡易水道事業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 7 年度五戸町簡易水道事業会計決算

議案第 93 号

令和 7 年度五戸町下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度五戸町下水道事業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 7 年度五戸町下水道事業会計決算

議案第 9 4 号

令和 7 年度五戸町病院事業会計決算認定について

令和 7 年度五戸町病院事業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 7 年度五戸町病院事業会計決算